

平成27年度 第1回岡山県男女共同参画審議会 次第

日時：平成27年7月27日(月) 13:30～15:30

会場：きらめきプラザ703会議室 : 7階

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 平成27年度男女共同参画関係事業について

(2) 「第4次おかやまウィズプラン（仮称）」の策定について

(3) その他

4 閉 会

<配付資料>

- ・ 平成27年度男女共同参画関係事業一覧
- ・ 「第4次おかやまウィズプラン（仮称）」の策定について
- ・ 第4次おかやまウィズプラン（仮称） 骨子案
- ・ 女性活躍加速のための重点方針2015
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要
- ・ 第3次おかやまウィズプラン

平成27年度男女共同参画関係事業一覧

第3次おかやま ウィズプラン	総合企画・推進 (男女共同参画青少年課)	拠点施設事業 (ウィズセンター)	
男女共同参画社会の実現（目標 男女が共に輝くおかやまづくり）	男女共同参画社会の実現に向け、平成23年3月に策定した第3次おかやまウィズプランに基づく各種施策を推進するとともに、次期ウィズプランを策定する。	男女共同参画に関する理解を深め、実践していく活動拠点施設として、魅力ある事業を行うとともに、県民の取組をサポートする。 また、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、DVに関する様々な相談に応じる。	
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会 づくりに向けた意識 の改革	<ul style="list-style-type: none"> ○推進月間(11月)を中心とした啓発活動 ○男女共同参画社会づくり表彰 ○年次報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ウィズカレッジ事業 ○ウィズ・パートナーシップ推進事業 ○情報の収集と提供 ・センター情報誌「With」の発行
	基本目標Ⅱ あらゆる分野への 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ポジティブアクションの普及 ○男女共同参画審議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画ゼミナール ○ウィズカレッジ事業(再掲) ○働く女性の環境ステージUP事業<新規事業> ○働く女性のステップアップ事業 ○子育て中の女性への多様な働き方の機会提供事業<新規事業>
	基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重 される社会	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者等からの暴力防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・暴力防止啓発 ・被害者保護の自立支援 ○人権研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画相談 <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 ・特別相談(法律、こころ) ・男性相談 ○配偶者等からの暴力防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター機能の充実 ・暴力防止啓発講座
	基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランス実践研修会 ○仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等
基本目標Ⅴ 男女が共に支える 活力あふれる地域 社会	<ul style="list-style-type: none"> ○農林水産業、商工業などの分野での女性の参画支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○キャリアアップ講座 ○子育て中の女性への多様な働き方の機会提供事業(再掲) ○ウィズカレッジ事業(再掲) ○就業に関する情報提供 ○女性団体の支援 ○女性のチャレンジ支援サイト 	

平成27年度拠点施設（ウィズセンター）事業

1 基本方針

男女共同参画推進センターは、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮し、共に責任を担うべき男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画社会に関する理解を深め、実践していく総合拠点施設として、「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」及び「第3次おかやまウィズプラン」に基づき、情報の提供、相談事業、各種講座事業、チャレンジ支援事業等を行い、さまざまな主体と協働して男女共同参画を推進する。

また、DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者の様々な相談に応じるとともに、各種情報を提供する。

2 男女共同参画推進センター運営事業

情報の収集と提供、学習と啓発、交流、総合相談、キャリアアップ講座等の事業の遂行に当たり、円滑な運営と事業の充実に資するとともに、県民の意見を十分反映させ、より多くの方々に愛され、活用される施設とするために、学識経験者や利用者代表15名からなる運営委員会を設置し、意見並びに提案に基づき事業を実施する。

〔運営委員会開催状況〕

開催日時	会議名	会場	内容
5/22 (金)	第1回 運営委員会	男女共同参画 推進センター	ウィズセンターの概要・平成27年度事業について

3 男女共同参画推進事業

(1) 男女共同参画推進センターPR事業

男女共同参画に関する取組の裾野を広げるとともに、男女共同参画推進センターの活動についてPRし、利用促進を図るため、当センターでのイベントや各種取組状況等を知らせる男女共同参画推進センター情報誌「With」を発行する。

① 情報誌「With」の発行

年2回 発行部数 6,000部/回

② 県広報紙の活用

「晴れの国おかやま」等

③ テレビ・ラジオ番組の活用

RSKラジオ「県民のみなさんへ」等随時

④ メールマガジン「ウィズおかやまかわらばん」の配信

随時発行

⑤ フェイスブックによる情報発信

随時発信

⑥ 映画上映会「映画のつどい」の実施

月1回上映

⑦ その他

パンフレット等を作成するとともに、様々な広報媒体を活用し、PRに努める。

(2) 情報コーナー事業

ア 目的

男女共同参画社会の実現に向けた活動に必要な情報を収集し、提供する。

イ 機能

- ・人材情報等男女共同参画に関する情報並びに資料の収集及び提供
- ・図書、DVD、ビデオの貸出
- ・団体、グループ等の情報の交換及び提供

ウ 情報資料

- ・男女共同参画行政の施策及び制度等に関する資料
- ・男女共同参画に関係した各分野の書籍及び統計資料等
- ・団体、グループ等の把握と活動状況に関する資料
- ・男女共同参画に関する講師情報

[情報資料の整備計画]

(平成28年3月末)

図書	雑誌（定期購読）	DVD等	行政資料	新聞
約7,800冊	13誌	約590本	約8,800冊	8紙

エ 展示コーナーの設置

情報コーナーに展示スペースを設置し、登録団体の活動等をPRする。

(3) 総合相談事業

生き方や家族・夫婦の悩みなど、様々な問題の相談に当たるため、総合相談コーナーを設置し、女性の相談員による一般相談と、男性相談員による男性のための電話相談と、弁護士、医師による特別相談を実施する。

また、DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者の相談に応じるとともに各種情報の提供に務める。

① 総合相談

相談日及び相談時間

○ 一般相談

- ・女性相談員による一般相談：火曜日～土曜日（祝日を除く） 9:30～17:00
- ・男性相談員による男性のための電話相談：月1回（第2金曜日）17:00～20:00

○ 特別相談（法律）：月2回（第2・第4金曜日）13:00～16:00

○ 特別相談（こころ）：月2回（第1・第3金曜日）13:30～16:30

② 女性の人権相談機関連絡会

関係する相談機関で構成し、情報交換、事例検討等を行い、女性の人権に対する相互理解と相談員の資質の向上を図る。（3回開催予定）

（構成機関）岡山県男女共同参画推進センター、女性人権センター（岡山弁護士会）、女性相談所、岡山県警察本部、県内市町村女性センター等

③ スーパービジョン

相談業務が複雑多様化している中で、対応を迷ったり判断に苦しむケースも多いことから、専門家の中からスーパーバイザーを選任し、相談員のフォローを行う。また、県の機関として、県内全体の相談資質の向上も視野に入れ、必要により他の相談機関にも参加を呼びかける。

④ グループワーク

DV被害者にとって同じ経験をした人との出会いは、被害からの回復に向かう大きな力になることから、地域で孤立しがちなDV被害者の出会いの場とネットワーク作りを図る。

(4) ウィズカレッジ事業

ア 目的

男女共同参画社会の実現に向け、男女が社会の対等なパートナーとして仕事と生活を調和させ、さまざまな活動に共に参画できるよう引き続き啓発、意識の改革を推進することが重要であることから、男女共に参加しやすい講座、男性・若い世代に着目した講座、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する講座を開催する。

イ 会場 岡山県男女共同参画推進センター会議室等

ウ 対象 県内に在住又は勤務する者を原則とし、講座の目的・内容等に応じて対象を定める。

エ 募集 原則一般公募（1講座あたり概ね30人程度）

オ 内容

① 企画講座

広い視点で男女共同参画を進める上で必要となる知識や学習する男女共に参加しやすい講座、男性・若い世代に着目した講座並びにワーク・ライフ・バランスの実現に資する講座を開催する。

開催日	内容
6月20日(土) 13:30~16:40 きらめきプラザ 401会議室	第1部 「介護講座～介護と仕事の両立を考える～」 講師：(株)ハートバード 代表取締役 井上 きよみ 第2部 実技指導 「家庭で役立つやさしい介護」～介護技術入門～ 講師：日本赤十字社岡山県支部 参事 江里 美代子

※ 男女共同参画ゼミナールと連携し同事業中公開講座を企画講座に位置付け受講者を募集する。

② 出前講座・来所講座

「第3次おかやまウィズプラン」や「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を中心に男女共同参画社会へ向けての意識啓発や県民の取組をサポートするため、県内各地に出向く「出前講座」及び各地域からセンターに来所する者に「来所講座」を実施する。

(5) ストップ・DV事業

ア 目的

男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けて、人権を侵害する大きな社会問題であるDVについて、広く県民にこの問題を周知するための講座を開催する。

(6) 男女共同参画ゼミナール事業

ア 目的

男女共同参画を推進するためには、審議会、委員会などで活躍する人材や地域リーダーの存在が不可欠である。男女共同参画の視点を持った人材等地域リーダーを養成するとともに、男女共同参画に関する地域間格差の是正を図るため、地域リーダーのネットワークづくりを推進する。

イ 対象 男女共同参画に意欲のある者

ウ 募集人数 50人

エ 会場 岡山県男女共同参画推進センター

オ ゼミナール修了者

- ・全研修期間の概ね2/3以上出席した者を修了者として認定し、修了証を交付する。
- ・修了者名簿を県内市町村男女共同参画担当課へ送付し、地域における意識啓発活動、講習会・研修会の助言者等への積極的な登用を働きかける。

カ 内容

家庭や地域、社会における男女共同参画について講義や演習を行う。

開催日	内容
第1回 7月17日(金) 10:00~15:30 きらめきプラザ 401会議室	・講話 「男女が共に輝くおかやまづくり ～第3次おかやまウィズプラン～」 講師：岡山県男女共同参画青少年課
	・講義 「知っておきたいDVの現状と対策・被害者支援」 講師：弁護士 清野 幸代
第2回 7月24日(金) 10:30~15:30 きらめきプラザ 401会議室	・講義 「女性の活躍促進に関する国の施策について」 講師：岡山労働局雇用均等室長 山田 泉
	・講義 「仕事も家庭も！あなたの暮らしを豊かにするワーク・ライフ・バランス」 講師：(株)マザーネット 代表取締役社長 上田 理恵子
第3回 8月6日(木) 10:30~15:30 きらめきプラザ 401会議室	・講義 「男の生きづらさ ～ポスト工業社会で男性は生き残れるか～」 講師：大阪大学大学院人間科学研究科 教授 山中 浩司
	・講義 「企画のツボ！～行列のできる講座と人が集まるチラシの作り方～」 【ワークショップ】 講師：NPO法人男女共同参画おおた 理事長 坂田 静香
第4回 8月18日(火) 10:30~15:30 きらめきプラザ 401会議室	・講義 「地域社会の一員であるということ ～意思決定の場へ～」 講師：岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授 藤井 和佐
	・講義 「リーダーシップに活かすコーチング～引き出す、まとめる、伝える～」 【ワークショップ】 講師：Office123 代表 谷 益美
第5回 8月20日(木) 10:30~15:30 きらめきプラザ 401会議室	・講義 「災害時に『女性力』を活かすために」 講師：神戸学院大学現代社会学部 教授 清原 桂子
	・講義 「チャレンジする勇氣 ～女性の力が未来を拓く～」 講師：前尼崎市長、グンゼ(株)取締役 白井 文

(7) ウィズ・パートナーシップ推進事業

ア 目的

男性や若い世代に着目した意識改革を進めるため、ウィズセンター登録団体、NPO、市民団体、学生グループ等の団体から、男女共同参画を効果的に推進できる事業を募集し、実施する。

イ 対象団体 ウィズセンター登録団体、NPO、市民団体、学生グループ等

ウ 対象事業数 6事業（1事業あたり100千円）

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① おかやま女性国際交流会 | ② 邑久中学校読書ボランティア「ゆめ読」 |
| ③ 女性社長の会 | ④ WLBC岡山 |
| ⑤ 備前市ネットワーク虹 | ⑥ 岡山県婦人問題懇話会 |

(8) ワーク・ライフ・バランス実践研修会

ア 目的

企業、団体等の経営者や労務管理担当者等を対象に、これまでの意識改革から、さらに経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスの意義を伝え、身近な取組事例の紹介や実践方法等を照会する研修会を実施する。

イ 対象 企業、団体等の経営者や労務管理担当者

ウ 内容 ワーク・ライフ・バランスを推進するための研修会

(9) 男女共同参画推進月間(11月)実施事業

ア 目的

男女共同参画社会の実現に向けて、県民の積極的な参加と団体の自主的な活動及び交流を促進するため、利用者団体からなるウィズサポーターを組織し、男女共同参画推進月間中に講演会やシンポジウム等を開催する。

4 チャレンジ支援事業

(1) キャリアアップ講座事業

ア 目的

再就職を希望する女性を対象に、エクセル検定3級程度の技術や就業に関する知識等を習得する講座を実施する。

イ 受講対象

結婚・出産・育児・介護等でいったん仕事を中断し再就職を希望する女性で、全期間出席できる者

ウ 募集人員 各15人

エ 開催回数 年間5回(2日間コース3回、8日間コース2回、1日5時間 10:00～16:00)

実施期間	開催地	受付期間	開催日数
5.26～7.1	岡山市	4.24～5.8	22日
6.10～7.16	津山市	5.9～5.22	22日
9.8～9.18	倉敷市	8.7～8.20	8日
12.2～12.12	津山市	10.30～11.13	8日
1.19～2.25	倉敷市	12.2～12.16	22日

(岡山1回、倉敷2回、津山2回)

オ 内容

スキル編：パソコン(Excel)検定3級程度の技術

アビリティ編：「働く前に知っておきたいワークライフセミナー」

～就職活動の仕方や再就職に際しての予備知識～

「ビジネスマナー」「労働契約・社会保険・税金」「応募書類の書き方」

「面接対策」「求人状況」等

カ その他 「働く前に知っておきたいワークライフセミナー」の一部の講義を公開講座とする。

(2) 就業相談事業

おかやまマザーズハローワークと共催し、就業を希望する女性に、就業に関する相談や情報提供を行う。

- ・相談日および相談時間

岡山県男女共同参画推進センター：毎週火曜日 13：30～16：00（*完全予約制）

- ・相談担当者

おかやまマザーズハローワーク 就職支援ナビゲーター

(3) 働く女性のステップアップ事業

ア 目 的

将来の管理職となる女性の人材を育てるため、能力開発・能力発揮に関する講座を開催し、キャリア形成を支援する。

イ 対 象 企業・団体等が管理職となることを期待する働く女性

ウ 内 容

- ・女性管理職の体験談
- ・キャリアデザインの作成、発表及び意見交換会
- ・女性管理職に必要な実践的なビジネススキル

5 働く女性の環境ステージUP事業

(1) 働く女性生き生き企業スタートアップ支援制度

ア 目 的

女性が活躍できる環境づくりの重要性を認識しているが、アクションを起こせていない中小企業等をターゲットとして、その背中を押してアクションを起こしてもらうために、企業を直接訪問し類似他社の取組成功事例や女性登用のメリットの説明や支援制度の紹介など、きめ細かく企業に応じたアドバイスをするコーディネーターを設置するとともに、インセンティブとして奨励金を交付する。

イ 対 象 中小企業等

ウ 対象企業数 20社（1社あたり100千円）

(2) 働く女性生き生きネットワークづくり支援

ア 目 的

職域・業種・役職を超えた働く女性の幅広い人的ネットワークづくりのきっかけとして、キャリアデザイン等をテーマとした研修会の開催や情報交換等のための場を提供する。

イ 対 象

キャリアアップを目指す意欲のある女性社員、女性管理職（30～40名程度）

6 子育て中の女性への多様な働き方の機会提供事業

(1) 託児付き実務知識習得講座

ア 目 的

いずれの企業でも役立つ事務や販売の実務知識や技術を習得するための、託児付きの講座を開催する。

(2) 多様な働き方ができる企業との出会いの場づくり

ア 目 的

実務知識習得講座の受講者を始め、子育て中の女性が、短時間勤務、週のうちの数日勤務、在宅勤務など、自分の状況に応じた働き方を選べ、子育てとの両立ができるよう、多様な働き方が選択できる企業との出会いの場を設定する。

(3) 多様な働き方ができる企業の情報の育児情報誌への掲載

ア 目 的

多様な働き方ができる企業の情報等を育児情報誌に掲載する。

7 団体等との連携事業

男女共同参画社会を実現するためには、地域における課題を把握し、その解決に向けて実践的に活動する団体への支援が不可欠であり、登録団体が主体となって自主的に企画・実施できるよう連携事業を実施する。

「第4次おかやまウイズプラン(仮称)」の策定について

県政の基本目標である、「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」に必要な「男女共同参画社会の実現」に向けて、「第3次おかやまウイズプラン」の取組や国における地方創生、女性活躍推進法などの新たな動きを踏まえながら、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を計画的かつ総合的に推進するため、「第4次おかやまウイズプラン(仮称)」を策定する。

1 骨子案の記述の方向性

(1) 計画の趣旨

「男女共同参画社会基本法」及び「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」に基づく、本県の基本計画。(計画期間：平成28年度から平成32年度の5年間)

(2) 本県における男女共同参画の現状と課題

ア 主な成果

○固定的な性別役割分担意識について、一定の改善がある。

- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」と答えた人の割合

(H26岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査)

	H 1 6	H 2 1	H 2 6
	21.2%	19.3%	15.4%

○女性の雇用割合が増加傾向にある。

- ・女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合(男女共同参画青少年課調べ)

	H 1 6	H 2 1	H 2 6
	39.0%	48.7%	53.8%

イ 主な課題

○固定的な性別役割分担意識について、依然として男女の意識差がある。

- ・「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」と答えた人の割合

(H26岡山県男女共同参画社会に関する県民意識調査)

	H 1 6	H 2 1	H 2 6
男性	27.5%	23.1%	20.7%
女性	16.6%	16.4%	10.8%
較差	10.9ポイント	6.7ポイント	9.9ポイント

○男女間の暴力の存在が顕在化している。

- ・DV関係検挙件数(岡山県警察本部調べ)

	H 1 6	H 2 1	H 2 6
	26件	52件	133件

○男性の育児休業が十分に取得されていない。

- ・男性の育児休業取得率(岡山県仕事と家庭の両立支援に関する調査)

	H 1 8	H 2 1	H 2 4
	0.4%	0.7%	4.3%

(3) 計画の内容

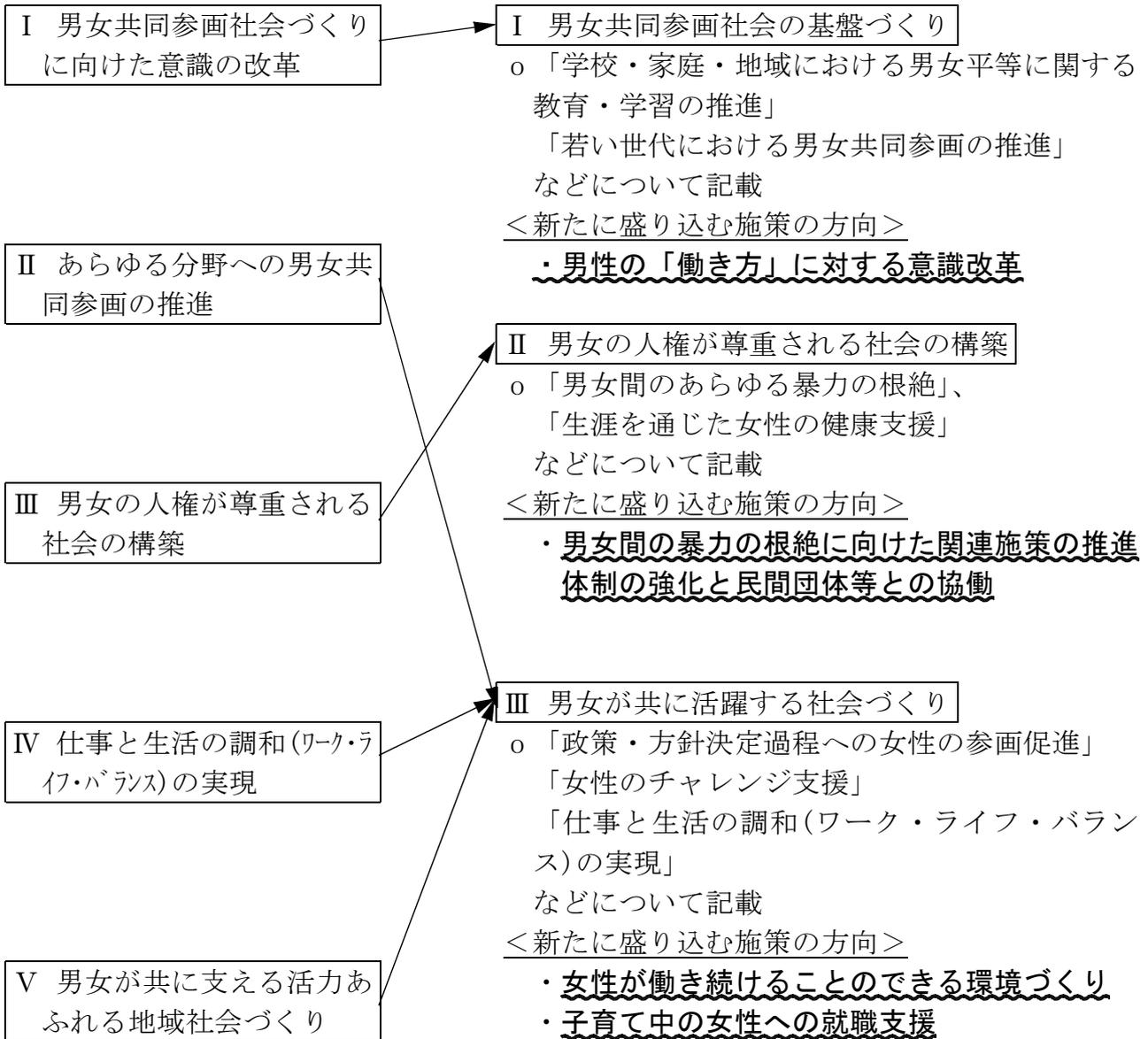
ア 目標

「男女が共に輝くおかやまづくり」とする。

イ 計画の体系

〈第3次おかやまウィズプラン〉

〈第4次おかやまウィズプラン(仮称)〉



ウ 数値目標

計画期間中に達成しようとする数値目標を設定

2 策定スケジュール(案)

平成27年 7月	総務委員会協議(骨子案公表)
7～10月	男女共同参画審議会、市町村、関係団体等から意見聴取
11月	総務委員会協議(素案公表・パブリックコメント協議)
12月	男女共同参画審議会(案に向けた協議)
平成28年 2月	総務委員会協議(パブコメ結果報告、案公表)
3月	総務委員会報告(プラン報告)

第4次おかやまウィズプラン（仮称） 骨子案

1 第4次おかやまウィズプラン（仮称）を策定する理由

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き活き岡山』の実現」のためには、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う「男女共同参画社会の実現」は、必要不可欠です。

本県では、平成13年の「おかやまウィズプラン21」、平成18年の「新おかやまウィズプラン」、平成23年の「第3次おかやまウィズプラン」に基づき、さまざまな施策を推進してきたところです。

この間、固定的な性別役割分担意識の一定の改善や女性の社会進出などについての成果も見られる一方、男女間で依然として意識差が存在するものもあります。また、地方創生や女性活躍推進法といった新たな動きも踏まえながら、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などについては、今まで以上に重点的に取り組むべき課題となっています。

こうした状況を踏まえ、真の男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層計画的かつ総合的に推進するため、第4次となる県の男女共同参画基本計画となる「第4次おかやまウィズプラン（仮称）」を策定します。

2 構成

第3次おかやまウィズプランを踏襲し、第1章「計画の趣旨」、第2章「本県における男女共同参画の現状と課題」、第3章「計画の概要」、第4章「計画の内容」、第5章「計画の総合的な推進」といった構成とします。

3 記述の方向性

<第1章 計画の趣旨>

○ 計画策定の趣旨

策定する理由などについて、記述します。

○ 計画の位置付け

男女共同参画社会基本法第14条及び、岡山県男女共同参画の促進に関する条例第10条に基づく基本計画とします。

○ 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

<第2章 本県における男女共同参画の現状と課題>

○ これまでの経緯

男女共同参画社会の実現に向けた国の取組や本県の取組について記述します。

○ 現 状

第3次おかやまウィズプランで掲げた数値目標の達成状況について記述します。

○ 成果と課題等

数値目標の達成状況、平成26年度に実施した男女共同参画社会に関する県民意識調査や各種統計から、明らかになった成果や課題について記述します。

成果や課題の主なものは次のとおりです。

(1) 主な成果

① 固定的な性別役割分担意識の改善

○ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、一定の改善があります。

② 女性の雇用の促進

○ 女性の雇用割合が増加傾向にあります。

(2) 主な課題等

① 男性に着目した意識改革

○ 固定的性別役割分担意識について、依然として男女の意識差があります。

② 男女間の暴力における被害者保護対策と防止・啓発

○ 男女間の暴力の存在が顕在化しています。

③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

○ 男性の育児休業が、十分に取得されていません。

○ 長時間労働といった働き方についての対策が必要なことが認められます。

④ 「女性の活躍推進」に対する対応

○ 男女の地位について、不平等を感じる理由が改善されていないことが認められます。

※ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

<内容>労働者が300人を超える事業所に対し、女性の活躍に関する状況の把握、分析を踏まえ、定量的目標などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表を義務付け等。

<第3章 計画の概要>

○ 目 標

「男女が共に輝くおかやまづくり」とします。

○ 基本的な視点

第3次おかやまウィズプランを踏襲し、①男女の人権の尊重とパートナーシップの確立、②「社会的・文化的に形成された性別」に気づく視点、③女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援、④さまざまな主体との協働の推進、の4つとします。

○ 計画の体系

第3次おかやまウィズプランの5つの基本目標を整理し、分かりやすい計画となるよう、「Ⅰ男女共同参画社会の基盤づくり」「Ⅱ男女の人権が尊重される社会の構築」「Ⅲ男女が共に活躍する社会づくり」の3つに集約します。

○ 数値目標

計画期間中に達成しようとする数値目標を設定します。

<第4章 計画の内容>

これまでの成果や諸課題を踏まえ、以下のとおり整理します。

- 1) 5つの基本目標を3つに整理するのに併せて、14の重点目標を掲げ、男女共同参画の促進に関する具体的な施策の方向を示します。
- 2) 重点目標4「男性にとっての男女共同参画の推進」の施策の方向に「男性の「働き方」に対する意識改革」を加えます。
- 3) 重点目標6「男女間のあらゆる暴力の根絶」の施策の方向に「関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働」を加えます。
- 4) 重点目標12「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」の施策の方向に「女性が働き続けることのできる環境づくり」を加えます。
- 5) 重点目標13「女性のチャレンジ支援」の施策の方向に「子育て中の女性への就職支援」を加えます。

<第5章 計画の総合的な推進>

「男女が共に輝くおかやまづくり」に向けて、県・市町村、県民、ボランティア・NPO、企業などの役割について明確にします。

女性活躍加速のための重点方針2015(ポイント)

資料 1-1

女性の活躍は、女性だけでなく、日本社会の在り方を変える。

○女性活躍の動きを更に加速するため、今年から新たに「重点方針」を決定し、毎年の各府省概算要求に反映

1. 女性参画拡大に向けた取組

- **国家公務員「女性職員登用加速化重点項目」**
(中堅女性職員のキャッチアップ、徹底した超過勤務の縮減等による男性も含めた働き方改革等を通じた職員数の男女比に応じた各役職段階への登用)
- **女性活躍推進法案**(国会審議中)に基づく国・地方・企業の取組の促進(「見える化」など)
- **民間企業の管理職の女性限定募集・採用が、均等法のポジティブ・アクションとして可能となる範囲の拡大及びその周知徹底** など

3. 女性活躍のための環境整備

- **中立的な税・社会保障制度等への早期の見直し**(個人所得課税等)
- **ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達でより幅広く評価する枠組みの導入**
- **「マタニティ・ハラスメント」の防止に向けた次期通常国会における法的対応も含めた取組強化**による、ハラスメントのない社会の実現
- **性犯罪の法定刑の見直し、非親告罪化等の検討**など、社会の安全性を高め、安心して暮らせる環境整備 など

2. 社会の課題解決を主導する女性の育成

- **産学官連携による女性理工系人材の育成に向けた「リコチャレ応援ネットワーク」(仮称)の構築**
(児童生徒等へのロールモデルの提示、進学・就職情報支援)
- **「国際機関における邦人職員増強戦略」**
(2025年までに国連機関の日本人を1,000人に) など

4. 暮らしの質向上のための取組

- **女性にとって快適・安全な空間づくり**(公共トイレの改善等)
- **問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い**
(相談窓口の電話番号等の重点的な情報提供等) など

5. 女性活躍の視点からの予算編成過程における総合調整の推進

女性活躍加速のための重点方針2015(主な具体的内容①)

1. 女性参画拡大に向けた取組

- 国家公務員「女性職員登用加速化重点項目」の設定・推進
- 女性活躍推進法案(※)が成立した場合、国・地方・企業の取組の促進とその「見える化」の推進 (※)国会審議中
- 女性管理職の中途採用を促進するための労働法令の解釈・運用の見直し
- 有価証券報告書における女性役員情報の集約とその「見える化」の推進
- 法科大学院への公的支援の枠組みにおいて、女性法曹輩出のための取組を推進
- 教頭・校長等への昇任を希望する教員が参加する各種研修等への女性枠の設定
- 学内保育所の設置など、大学教員や大学生等向けの保育サービスの整備の促進
- 農協改革関連法案において、役員等の性別等に著しい偏りが生じないように配慮する旨を規定

2. 社会の課題解決を主導する女性の育成

- 産学官連携による「リコチャレ応援ネットワーク」(仮称)の構築 (科学技術イノベーションを支える女性理工系人材の育成に向け、理工系選択を小学校から意識でき、進学・就職の各段階でも容易となる一貫した支援)
- 復職支援や勤務体制の柔軟化など、女性医師が活躍するためのモデル的な取組の実施・普及、医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示等の実施
- 国際社会でのプレゼンスを高める国際機関で勤務する日本人職員の飛躍的増加に向けた「国際機関における邦人職員増強戦略」の推進、日本人留学生を2020年までに倍増
- 社会の安全・安心を確保する女性人材の育成 (警察、消防(消防職員、消防団員)、矯正(刑務官)、安全保障(防衛省・自衛隊))

女性活躍加速のための重点方針2015(主な具体的内容②)

3. 女性活躍のための環境整備

- 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度等に向け、第4次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直し(個人所得課税の見直し、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大)
- ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達でより幅広く評価する枠組みの導入
- 「マタニティ・ハラスメント」の防止に向けた次期通常国会における法的対応も含めた取組強化による、ハラスメントのない社会の実現
- 長時間労働削減等の労働環境整備を図るため、都道府県労働局の体制整備・強化
- 地域における女性の活躍推進のため、地域の実情に応じた地方公共団体の取組支援
- 男性の家事・育児等への主体的参画に向け、人事評価制度の見直しや、全国的なキャンペーンによる社会的機運の醸成
- 性犯罪の罰則に関する検討結果を踏まえた必要な措置など、社会の安全性を高め、安心して暮らせる環境整備

4. 暮らしの質向上のための取組

- 女性が暮らしやすくなる空間づくりへと転換する象徴としての快適で安全なトイレ環境の実現(清潔性の維持・行列解消・安全配慮、障害者・高齢者・訪日外国人への配慮、女性の職域拡大に資するトイレ整備等)
高い技術力を生かした、高機能トイレの魅力の海外発信、国際貢献
- 問題、課題を抱えた女性に対し必要な情報を確実に届けるため、インターネット上での情報のワンストップ化
- 妊娠、出産、子育て等に係る「支え合い」を進めるため、国民の生活スタイルの変革

5. 女性活躍の視点からの予算編成過程における総合調整の推進

- 毎年6月を目途に、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させるとともに、新たに、男女共同参画会議を活用し、重点方針に基づく予算の重点化・効率化

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要

豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である。

そのため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進する。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。

- ▶ 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項： ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- ▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
- ▶ 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。